

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
1	実施方針（案）	3	第2.1.(3)事業目的 システムの機能統一によるオペレーターへの負荷軽減	質問 「人事異動時に新たに担当するオペレーターが操作を習得する際にも時間を要するなど、オペレーター育成の面においても課題を抱えている。」とありますが、育成の方法としてOJTや座学がメインでしょうか。また、熟練者の技術継承に暗黙知が多く困っているなどありますでしょうか。	ご質問のとおり、オペレーター育成に関しては、OJTや座学を中心に行っています。技術継承に関する取組みは、大阪市水道DX戦略・同アクションプランに記載のとおり、別途検討を進めています。
2	実施方針（案）	3	第2.1.(3)事業目的 イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築	質問 本事項を実現するために事業者側で対応するための必要事項をご教示ください。	要求水準書第3.2(3)エに示す汎用インターフェースによる出力機能を構築ください。
3	実施方針（案）	3	第2.1.(3)事業目的 イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築	質問 「将来オペレーターの支援に寄与する新技術等が開発され、導入が可能となった際にも、容易に導入できる環境を構築する」とありますが、将来導入する環境として、クラウド環境を選択肢として想定されているのでしょうか？	原則プラントネットワークとクラウド環境の接続は想定していません。
4	実施方針（案）	4	第2.1.(4)事業方式	質問 本事業予算について、予算の根拠となる考え方をご教示ください。	予算算出方法についてはお答えできませんが、前回入札の取止め後に実施した入札参加者等へのヒアリングや市場調査等による分析結果を勘案しています。
5	実施方針（案）	4	第2.1.(4)事業方式	質問 本事業予算について、要求水準書（案）第3.2(2)ウ（ア）ケーブル等について、「現場設備からの信号入出力用ケーブルについては、事業期間中の安定運用に必要なものとして、各事業対象設備の維持管理期間終了までに当局更新基準（経過年数25年）を超過するものを更新」とありますが、本事業予算での計上の考え方をご教示ください。	予算算出方法についてはお答えできません。
6	実施方針（案）	4	第2.1.(4)事業方式	質問 予定価格は公表されますでしょうか。	予定価格は公表しません。
7	実施方針（案）	5	第2.1.(7)事業の範囲 イ 設計業務 ウ 施工業務 業務対価及び業務委託料	意見 本事業は設計・施工一括での事業であることは理解しますが、特に撤去対象物の数量を明示するなど、前提条件を貴局よりお示しいただくことをご検討いただきたい。	入札参加資格確認後、現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にて確認をお願いします。
8	実施方針（案）	5	第2.1.(7)事業の範囲	質問 委託禁止業務とは具体的に何が対象でしょうか。	下記事項を想定しています。詳細は入札公告時の事業契約書に記載します。 ・本業務のうち設計業務等の全部を一括して、又は設計図書において発注者が指定した主たる部分を委託すること。 ・本業務のうち工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して委託すること。
9	実施方針（案）	5	第2.1.(7)事業の範囲	質問 「委託禁止業務」の内容をご教示願います。	No.8の回答のとおりです。
10	実施方針（案）	6	第2.1.(8)事業期間	意見 設計、施工期間における建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者について、長期にわたるため対象機毎に別々の技術者（複数人）を配置できるようご検討いただきたい。	基本的には通常の工事同様、建設業法に基づいた対応を求める予定です。
11	実施方針（案）	6	第2.1.(8)事業期間	質問 各システムに更新設備の実運用が可能な状態とする年度を指定されておりますが、切替手順の検討の結果、延長が必要となる見通しとなった場合、必要な期間を提案することで延長を認めていただくことは可能でしょうか。	原則、記載した更新時期までに更新設備の実運用が可能な状態とできるよう事業計画の検討をお願いします。そのうえで、既設設備の運用状況等技術提案時点で想定できない理由による場合は協議により決定します。
12	実施方針（案）	6	第2.1.(8)事業期間	質問 水需要予測機能について、求められる精度はございますでしょうか？またその試験方法について、想定されている方法はございますでしょうか？	精度の指定はしていませんが、要求水準書（案）第3.2(1)ア（イ）に示すとおり既設機能を十分に理解、把握し、現行の機能を満足するように構築ください。 また、試験方法については、適切に予測できることが確認できる方法を事業者にて検討願います。
13	実施方針（案）	6	第2.1.(8)事業期間	質問 各設備の引き渡しを指定の期限より前倒しすることは可能でしょうか？その場合、維持管理期間はその時点から15年間との理解で問題ないでしょうか？	ご認識のとおりですが、事業開始後に変更する場合は、事前協議の上、本市の承認を得てください。
14	実施方針（案）	6	第2.1.(8)事業期間	質問 「本事業期間終了時の取扱」について、一律すべての設備を令和35年3月末まで「通常の～状態」するのではなく、各設備の維持管理の、維持期間終了時までの理解で構いませんか？	ご認識のとおりです。
15	実施方針（案）	6	第2.1.(9)事業者の収入	意見 事業者に対し一律何パーセントかの負担を課すことなく原則発注者負担とし、改定価格についてすべて協議の上でご決定いただくことをご検討いただきたい。	物価変動への対応については、国や本市が定める工事請負契約書スライド条項運用マニュアルに準じて実施する予定です。そのため、一定の率に相当する費用負担が生じることについては、契約条件としてご理解ください。
16	実施方針（案）	6	第2.1.(9)事業者の収入	意見 施工業務に係る業務対価において、当該年度の4割を「前払い金」としてお支払いいただくことをご検討いただきたい。	当該年度の4割を前金払いはすることは可能です。詳細は入札公告時に示す事業契約書に記載します。
17	実施方針（案）	6	第2.1.(9)事業者の収入	質問 設計業務及び施工業務に係る対価としては、前払金もあると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	実施方針（案）	7	第2.2.(2)選定方法	質問 市の財政負担見込み額は開示される認識で宜しいでしょうか。	開示する予定はありません。
19	実施方針（案）	8	第2.2.(2)選定方法	質問 「現在価値に換算」とありますが、具体的にどのような手法で換算されるのでしょうか。	現在価値への割引率を設定し、将来に支出する金額を現時点での金額に換算します。 なお、割引率は昨今の金利などから定めることを想定しています。
20	実施方針（案）	8	第2.2.(2)選定方法	質問 「サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行う」とありますが、定量的とは具体的にどのような手法での評価となるのでしょうか。また定量的な評価についてもご教示ください。	比較する条件を整えたうえで官で実施した場合と民で実施した場合の試算を行う予定です。
21	実施方針（案）	8	第3.1募集及び選定の方法	質問 総合評価一般競争入札方式において、価格による失格基準は設けられる認識で宜しいでしょうか。	本事業は総合評価一般競争入札を予定しているため、「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」に準じた価格による失格基準を設ける予定です。
22	実施方針（案）	9	第3.1募集及び選定の方法	質問 落札決定基準について、現時点でどのような基準を想定しているのかをわかる範囲でご教示ください。	落札者決定基準は入札公告時に公表します。
23	実施方針（案）	9	第3.1募集及び選定の方法	質問 選定は総合評価一般競争入札方式を採用とされていますが、公募型プロポーザル方式を検討いただく余地はございますでしょうか？	本事業では総合評価一般競争入札を採用する予定です。
24	実施方針（案）	8	第3.2募集及び選定スケジュール（予定）	質問 本事業は長期・大規模事業であることから、事業者側としても事業成立性を十分に検討する必要があると考えています。実施方針（案）に示された考え方は、前回不調になったことによる事業の成立性にも配慮した内容及びスケジュールと理解してよろしいでしょうか。	入札取止め後に実施した入札参加者等へのヒアリングや市場調査等による分析結果を勘案し、本市で整理した内容としています。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
25	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	意見 現場条件の理解が不十分な状態で提案内容を確定することは、提案の実現性や妥当性の観点から望ましくない可能性があるため、現場確認に関する質問への回答後、一定期間を確保したうえで技術提案書を作成できるスケジュールとすることが望ましいと考えます。つきましては、現場確認に関する質問への回答後、技術提案書の提出期限を約2か月程度延長することについて、ご検討いただきたい。	入札期間の大幅な変更は予定していませんが、ご意見を踏まえて検討します。
26	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	意見 技術対話後に提出する技術提案書（改善案）について、現在お示しいただいている提出までの期間では、技術対話の内容を十分に整理・反映し、提案内容の具体化および精査を行うには、ややタイトなスケジュールとなる可能性があると考えます。技術対話で得られた指摘事項や方向性を適切に反映した、実現性・品質の高い提案とするため、現在お示しいただいている期間から、約1か月程度延長することについて、ご検討いただきたい。	No.25の回答のとおりです。
27	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	意見 今後、入札説明書等の各資料について、項目ごとに質問受付期間が設定されるものと理解していますが、資料作成および資料内容の精査・読み込みを進める過程において、文言の解釈確認や記載内容の再確認等の質問が随時発生することが想定されます。つきましては、各資料の質問受付期間終了後であっても、軽微な解釈確認や確認事項については、可能な範囲で随時質問できる運用をご検討いただきたい。	ご意見を踏まえて検討します。
28	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	意見 現在、現場確認期間が「令和8年7月～10月」と設定されていますが、令和8年4月に提出予定の「参加表明書」および「参加資格確認申請書」の提出後については、事業者側の要望や検討状況に応じて、可能な範囲で随時現場確認を実施できる運用をご検討いただきたい。	現場確認については、情報管理の観点から入札参加確認結果の通知以降に実施可能とする予定です。
29	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	意見 前回入札時における現場調査では、リモート接続の制限や立入人数制限等の制約事項が多く、設備構成や運用実態の把握に一定の制限があったと認識しています。今回の事業において、より実態に即した検討および提案精度の向上を図る観点から、これらの制約条件について、可能な範囲で緩和をご検討いただきたい。 ・リモート接続による参加者については、現地立入人数の制限人数に含めない運用 ・中央監視設備等、通常の立入時間帯では確認が困難な設備については、可能な範囲で平日の定時内において柔軟な日程調整を行っていただきたい ・事業者側の希望日程を可能な範囲で反映した現場調査の実施	浄水場の運用及び維持管理作業に影響のない範囲での現場確認となることをご理解ください。 また、リモート接続による本市職員の立会については、現地立会者を設けないことにより日程調整の効率化を図ることで、より多くの現地確認を行えるよう採用したものです。ご意見を踏まえて、調査人数の考え方は検討するとともに、柔軟な日程調整に努めます。
30	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	質問 「参加表明書の受付」および「参加資格確認申請書の受付」は令和8年4月となっていますが、提出期限についてもご教示願います。時期としては、「入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表」後を希望します。	「参加表明書」および「参加資格確認申請書の受付」は現時点で令和8年4月から6月上旬頃までの期間を想定しています。なお、入札説明書等に関する質問及び意見等の内、参加資格要件に関する質問等への回答は受付期限内に公表する予定です。参加資格要件以外に関する質問等については「参加表明書」の受付期限まで受け付ける予定のため、それ以降に公表予定です。
31	実施方針（案）	8	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	意見 各機場の完成図書は入札公告と同時に閲覧可能としていただきますようご検討いただきたい。	現場調査及び完成図書の閲覧などについては、情報管理の観点から入札参加確認結果の通知以降に実施可能とする予定です。通知以降から技術提案時期までの間、一定の調整のもと現場確認、完成図書の閲覧は適宜行えるようにする予定です。
32	実施方針（案）	10	第3.3.（2）入札参加者の参加資格要件ア（ウ）A（C）	意見 「上記（A）・（B）と同等の能力と経験を有する者」とございますが、どのような内容が同等の能力と経験となるのかご提示していただきたい。	建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に同程度の知識及び技術を有する者と認定されていることを示しています。
33	実施方針（案）	10	第3.3.（2）入札参加者の参加資格要件ア（エ）	質問 本事業では事業期間が長期間となるため、事業契約締結時点で同一の技術者が全期間従事することを確定することは困難と考えます。ついては、死亡、退職等の事由の他、システムや工事現場場所ごとでの変更など、事業途中での技術者の変更を可能でしょうか。	技術者の考え方については、国の制度に基づき対応を行う予定です。
34	実施方針（案）	15	第3.4.（7）著作権	質問 提案書について、市が必要と判断した場合は、一部または全部を無償で使用できるとありますが、使用の際には入札参加者への確認・協議が可能でしょうか。	使用する際には入札参加者へ通知します。
35	実施方針（案）	17	第3.5.（5）事業契約の締結	質問 本事業では設計・工事と維持管理業務が並行して進行する期間が発生しますが、設計・工事請負契約と維持管理業務委託契約は別の契約のため、それぞれで契約の代表者を別として問題ない認識で宜しいでしょうか。	設計・工事請負契約と維持管理業務委託は別の契約ではなく、1つの事業契約のため、それぞれで契約を締結することはできません。
36	実施方針（案）	18	第4.1 リスク分担の基本的な考え方	意見 リスク分担表の不可抗力事象として、「材料不足による生産調整」および「これに伴う製品納期の長期化」を追加いただくことをご検討いただきたい。 また、当該事象に係るリスク分担については、貴市負担として整理いただきたい。 近年、貴金属や希土類元素等の材料調達リスクが世界的に顕在化しており、国際情勢や需給変動等の影響により、製品の長納期化リスクが高まっている状況と認識しています。これらの事象は、個別企業の努力のみで回避・解決することが困難な性質のリスクであることから、契約上のリスク分担をあらかじめ明確化いただきたい。	「※注1：契約書による」としており、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）において、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことができない理由に該当する事象と認められる場合は不可抗力とする考えです。
37	実施方針（案）	18	第4.3.（2）契約保証金の納付等	質問 設計・施工期間中の履行保証保険の付保期間は分割できるでしょうか？	法令及び本市契約規則に基づき、設計・施工期間中の付保期間は分割できません。
38	実施方針（案）	19	第4.4 事業の実施状況の監視及び改善要求措置	意見 発注者の要求水準の未達に伴う損害賠償請求権に重ねて違約金を求めることは、多重のペナルティと考えます。今後示される予定の事業契約書案等契約文書での対応条項の削除または前回入札での提示条件よりも大幅な条件緩和をご検討いただきたい。	本事業の性質上、受注者帰責事由等による要求水準未達の発生によっては、市民生活に多大な影響を与えることから、想定される事象及び影響について総合的に判断し、要求水準未達違約金を設定する予定です。これにより、事業中の重大事象発生を抑止に繋がることを目的としているため、契約条件としてご理解ください。
39	実施方針（案）	22	第7.2.（1）事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の措置	質問 「損害賠償の請求等を行うことができるものとする。」とありますが、賠償の範囲や上限を設定いただけないでしょうか。	賠償の範囲や上限を予め決めておくことは難しいと考えます。事業契約を解除した事由に基づき、賠償の範囲等は判断することになると考えます。
40	実施方針（案）	23	第7.2.（4）事業契約解除を行う際の措置	質問 いずれの契約解除のケースでも、「市の求めに応じて事業者が新たな事業実施者を確保する。」こととなっていますが、契約解除が事象者の帰責事由によるものであれば事業者が確保の主となり、それ以外のケースでは貴市が確保の主となり、事業者が従となると考えて宜しいでしょうか。	契約解除が事業者の帰責事由でない場合であっても、水道事業を継続させる観点から本市より事業実施者の確保を求めることがあります。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
41	実施方針（案）	23	第7.2.（4）事業契約解除を行う際の措置	質問 「市の水道事業を継続させるために必要な期間、事業者が本事業の継続義務を負う」とありますが、事業者に帰責事由がない場合で、計画外の費用等が発生する場合は貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	基本的には、その都度協議する対応になります。現時点で具体的な事案は想定できませんが、一般論として「市の責めに帰すべき事由」に関しては、市による費用負担などが想定されますが、「いずれの責めにも帰さない事由」については、協議の取り扱いになると想定しています。
42	実施方針（案）	24	第8.1法制上及び税制上の措置に関する事項	質問 法制上及び税制上の措置の適用により、事業費の増加が発生した場合、処置について貴市と協議可能でしょうか？	協議可能です。
43	実施方針（案）	(別紙1)	不可抗力リスク	質問 不可抗力は受注者の帰責事由による事象では無いため、発注者のリスク負担としていただけないでしょうか。	詳細は入札公告時の事業契約書にて提示します。
44	実施方針（案）	—	—	質問 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業（～令和7年7月 入札終了分）において、令和5年11月に公表された実施方針（案）に伴う「質問・意見及び回答」については、今回の実施方針（案）においても、引き続き踏襲されるものとして理解してよろしいでしょうか。なお、踏襲されない内容がある場合には、その内容を具体的にご教示ください。	新たな事業として発注を進めていることから本事業には適用されませんが、基本的な考え方に変更はありません。
45	実施方針（案）	—	—	質問 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業（～令和7年7月 入札終了分）において、公表されている質問に対するご回答は、引き続き踏襲されるものとして理解してよろしいでしょうか。なお、踏襲されない内容がある場合には、その内容を具体的にご教示ください。 ・2024/2/1 実施方針案、要求水準書案に対する質問回答 ・2024/12/20 現場確認等に関する質問・意見に対する回答 ・2025/1/9 現場確認等に関する質問・意見に対する回答(その2)	No.44の回答のとおりです。
46	要求水準書（案）	4	第1.3.（2）事業者の行う範囲 ※14	質問 設計業務の検査は各設備一括で行うことは可能でしょうか？	全ての監視制御設備の設計業務完成時に一括で検査を行うことが可能かという質問として回答します。一括で検査を行うことは可能ですが、全体事業計画をご検討のうえ、決定ください。
47	要求水準書（案）	7	第2.2.（2）浄水処理方式	質問 更新事業期間はそれぞれの浄水プロセスの改訂・見直し、入出力の変更等は生じないと理解してよろしいでしょうか。	更新事業中においても浄水プロセスにおける入出力点数の変更等は生じる可能性はあります。予め想定できるものは本事業で対応いただき、整備後（引き渡し後）に発生する変更等は双方協議のうえ、別途発注等で対応予定です。
48	要求水準書（案）	7	第2.4 現行の監視制御設備構成及び運転管理形態	質問 「本事業において、整備対象範囲の更新に加えて、指揮命令系統の複数拠点化を目的に、総合水運用センター機能と同様の機能を有するバックアップセンターを他の場所に新たに構築すること。」とありますが、 XXXXXXXXXX に構築するという認識で問題ないでしょうか。 【※黒塗り部は非公表情報として伏せています。】	入札参加資格確認後に開示します。
49	要求水準書（案）	7	第2.4 現行の監視制御設備構成及び運転管理形態	質問 「浄水施設の監視制御設備の更新にあたっては、これら浄水施設の運用に影響を与えないよう十分配慮すること」とありますが、安全面の観点から原則として活線作業は不可であることが条件でなるという理解で良いでしょうか？そのために必要な設備停止は実施いただけるという理解で良いでしょうか？	原則ご認識のとおりですが、浄水施設運用等への影響が最小限となるよう施工計画を立案してください。
50	要求水準書（案）	10	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（イ）	質問 前回の要求水準書と比較し「構成」の言葉が追加されているが追加した意図をご教示ください。コストに影響があるため、追加した言葉に関する具体的な要求事項があれば併せてご教示ください。	前回の要求水準書では「既設機能を十分理解、把握し」としており、この機能とはソフトウェア機能だけでなく、ハードウェア構成を含んだシステム全体の機能を意図していましたが、技術提案の過程において認識の齟齬があったことから、より明確となるよう追加しました。
51	要求水準書（案）	10	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（ウ）	質問 前回の要求水準書と比較し「かつ当局施設以外からのアクセスを不可とすることで、」の言葉が追加されているが追加した意図をご教示ください。コストに影響があるため、追加した言葉に関する具体的な要求事項があれば併せてご教示ください。	前回の要求水準書では「現行どおり閉域ネットワークで構築すること」としておりましたが、技術提案の過程において認識の齟齬があったことから、より明確となるよう追加しました。
52	要求水準書（案）	10	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（オ）	意見 「運用状況を踏まえた適正な施設配置、構成となるように」とありますので、現状の運用状況を開示していただきたい。	入札参加資格確認後、現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にて確認をお願いします。
53	要求水準書（案）	10	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（オ）	質問 全てのシステムの監視制御を1台の監視制御端末から行える必要はあるでしょうか？	特に指定はありません。
54	要求水準書（案）	10	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（カ）	質問 前回の要求水準書と比較し「異常監視等」の言葉が追加されているが追加した意図をご教示ください。コストに影響があるため、追加した言葉に関する具体的な要求事項があれば併せてご教示ください。	前回の要求水準書では「ネットワーク管理（IPアドレス等の管理）」としており、このネットワーク管理とは通信機器のIPアドレスはもとより、異常時の故障個所の特定等を意図していましたが、技術提案の過程において認識の齟齬があったことから、より明確となるよう追加しました。
55	要求水準書（案）	10	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（コ）	質問 「万一の故障が発生した場合においても電源供給を継続可能とする切替回路」については、UPS内部にある保守バイパス回路で電源供給が継続できれば、汎用UPSでも構わないでしょうか。	保守バイパス回路の切替回路故障時においても自動で切替を行い、電源供給が継続でき、かつ耐久性の高い設備であれば、問題ありません。
56	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（サ）	質問 「必要に応じて空調設備を設置または更新」とありますので、現状の空調設備の仕様及び計算書を開示していただきたい。	空調設備の設置または更新については、事業者の技術提案内容（機器配置計画等）に基づき検討してください。入札参加資格確認後、現場確認及び既設設備の完成図書の閲覧により、事業者にてご確認ください。
57	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（サ）	質問 「必要に応じて空調設備を設置または更新すること」とありますが、現状の空調設備にて、既に容量を超過している場合、及び老朽化に伴い更新を要する場合は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	老朽化に伴う更新は不要ですが、空調設備の更新については、事業者の技術提案内容（機器配置計画等）に基づき検討してください。入札参加資格確認後、現場確認及び既設設備の完成図書の閲覧により、事業者にてご確認ください。
58	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準ア（サ）	質問 設置場所における既存の電気設備の熱負荷資料は、提示をお願いします。	技術提案内容（機器配置計画等）に応じて、機器の設置を計画する部屋の熱負荷計算を行ってください。なお、既設機器の熱負荷量に関連する仕様については、現場確認及び既設設備の完成図書の閲覧により、事業者にてご確認ください。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
59	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（ウ）	意見 監視装置や各端末について、過剰な台数の削減のため、各種機能を有した端末の台数に関して貴市が運用上必要な台数をご提示していただきたい。	事業者の提案内容により各端末が有する機能が異なることが想定されるため、提示は難しいと考えます。 ただし、現行の運用状況については、入札参加資格確認後、既設機能の詳細及び端末台数に関する資料を開示する予定です。
60	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（ウ）A	質問 監視装置について、「市の運用系統ごとに2台以上設置すること」とありますが、市の運用系統はどのような区分でしょうか。	入札参加資格確認後に開示します。
61	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（ウ）C	質問 「制御装置については・・・バックアップPC Sで構成する」とありますが、適用範囲が記載されていません。既設システムに準拠すればよいでしょうか。	要求水準書に示すとおりバックアップ対象信号は全数です。なお、2重化されたCPU等の両系異常時及び保守点検時においても、監視操作及び通常の自動制御が継続できれば、バックアップ制御装置の設置は指定していません。
62	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（ウ）C	質問 制御装置（入出力機能含む）については、制御装置から独立した構成とするバックアップ制御装置の設置に限定されるわけではなく、CPU及び通信部、電源部が2重化されており、異常時及び保守点検時においても監視操作及び通常の自動制御が継続できればよいという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、2重化されたCPU等の両系異常時及び保守点検時においても、監視操作及び通常の自動制御が継続できれば、バックアップ構成の指定はありません。
63	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（ウ）C	質問 「バックアップ対象信号は全数とする。」とありますが、水運用に影響の大きい薬注設備等の重要設備に限定して信号のバックアップをさせていただきたいと考えております。バックアップ信号の内訳については、協議させていただくことは可能でしょうか？	浄配水施設の運用にあたっては、全ての信号が重要なため協議不可です。
64	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（エ）	質問 「電源喪失時、短時間で復電した場合は、自動起動し監視操作を可能とすること」とありますが、手動の操作を介することなく、監視画面まで自動で立ち上がることとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	要求水準書（案）	11	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（ク）	質問 柴島浄水管理設備の運用が令和14年度となっており、令和11年度にアナログ回線サービス終了が予定されてます。既設改造費用は本事業に含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、既設設備に関する改造作業は本事業範囲外です。
66	要求水準書（案）	12	第3.2.（1）設計に関する要求水準イ（コ）	質問 排水ピットの状態監視用30台程度、沈殿池開放池面の監視用15台程度の、監視対象場所を事前に提示いただけるのでしょうか。	入札参加資格確認後に開示します。
67	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	意見 「現場設備からの信号入出力用ケーブルについては、事業期間中の安定運用に必要なものとして、各事業対象設備の維持管理期間終了までに、当局更新基準（経過年数25年）を超過するものを更新対象とする」と記載されていますが、既設ケーブルの経過年数を現地で個別に確認・調査する場合、既設システムの養生や運用への影響が発生する可能性があり、事業者側での事前調査には一定の制約があると考えます。 つきましては、以下の点について提示していただきたい。 ・貴局更新基準（経過年数25年）を超過しているケーブルを識別できるケーブルリスト ・現場設備と取り合うケーブルのうち、既設流用可能なものおよび更新対象となるものを判別できる資料	入札参加資格確認後、既設設備に関する資料の開示及び完成図書の閲覧を予定しているため、事業者にてご計画ください。
68	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	意見 本事業に必要なケーブル・・・本事業範囲とする。 柴島浄水管理設備の中継端子盤～現場間のケーブル更新にあたり現場盤（機器含む）接続先情報のご提示していただきたい。	No. 67の回答のとおりです。
69	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	意見 経過年数25年を超過したケーブルの更新については現状では物量が不明で、事業者側での積算が困難と考えます。現場設備との取合ケーブルについては、現場設備の更新に伴い更新される見通しもあることも考慮し、本事業の対象外としていただきたいと考えます。	事業期間中の安定運用に必要なとの考えのため、事業範囲とします。 No. 67の回答のとおりご計画ください。
70	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	質問 本事業で更新するケーブルについて、既存のルートや配管状況など、現時点では図面で確認しきれない箇所もあると考えます。提案にあたり、そのような不足情報があった場合には、既設の情報（ルート、図面、配線表等）を提供いただくことは可能でしょうか。	No. 67の回答のとおりです。
71	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	意見 本事業で更新するケーブルについては、事業者側にて図面・現地調査にて確認して提案させていただく形となりますが、施工時に、提案時に想定していた現地状況と異なる等により、変更が必要な場合は、設計変更を認めていただきたくお願いいたします。	入札参加資格確認後、既設設備の完成図書の開示及び閲覧を予定しているため、資料の確認及び現場確認によりご計画ください。 上記においても、把握できない内容があり、施工上変更が必要となった場合は、設計変更について協議を行います。
72	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	意見 維持管理期間中にケーブル更新作業を実施する場合の契約形態・条件等についてご教示ください。	更新設備の実運用が可能な状態となれば、当該設備の引渡しを行い維持管理期間へ移行します。 維持管理期間中にケーブル更新を行う場合は、ケーブルの引渡しを行っていないため、施工業務完了とはならず、並行した期間となります。 なお、配置技術者の専任等の考え方については、国の制度に基づき対応を行う予定です。
73	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	質問 現状は現場設備との信号を信号増幅用のリレー回路（中継リレー盤）を経由して入出力装置に取り込まれてるものもあります。これは現場ケーブルと密接な繋がりがあることから効率的な切替のため、現場ケーブルと併せて維持管理期間に更新することでもよいでしょうか。	当該設備（中継リレー盤等）の故障による水処理への影響リスクがあることから、原則認められません。
74	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	意見 既設流用したケーブルについての復旧対応については自社で敷設していないケーブルも多く含まれることから物量も把握できず、異常リスクも測りかねます。復旧対応に必要な経済的及び人的リソースの見積が難しいため、本事業の対象外としていただきたくお願いします。	既設流用の判断においては、当該ケーブルの状況把握が必要と考えますので、No. 67の回答のとおり資料を確認のうえ、判断ください。 なお、No. 71の回答のとおり当該資料では把握できない内容があり、当局が認めた場合には、協議を行います。
75	要求水準書（案）	12	第3.2.（2）施工に関する要求水準ウ（ア）	質問 「既設流用したケーブルについて異常が発生した場合には、速やかに事業者の負担で取替え等の復旧対応を行うこと」とあり、復旧は速やかに行うように考えていますが、該当ケーブル調査、ケーブル手配、作業員の確保、安全対策等に必要時間は発生することはご理解ください。	まずは使用可能となるよう速やかに応急復旧を実施いただき、その後恒久対応についてご計画ください。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見		回答
76	要求水準書（案）	13	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 ア バックアップセンター構築	質問	別途、仕様を開示いただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認後に情報を開示します。
77	要求水準書（案）	13	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 ア（ウ）	意見	「※16総合水運用センターのシステムと同等の機能を構築する。※17監視制御機能を構築する。」について、具体的な違いについてご教示ください。	「※16 総合水運用センターのシステムと同等の機能を構築する。」とは、各配水場と直接通信する機能を構築することを指しており、「※17 監視制御機能を構築する。」とは、監視制御が行える機能を構築することを指しています。
78	要求水準書（案）	13	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 ア（ウ）	意見	バックアップセンターはどの程度の被害想定をされているでしょうか。 （例：総合水運用センターの建屋倒壊、総合水運用センターへの入場不可（設備は被害なし）等）	全ての事象を想定することはできませんが、地震や風水害などの自然災害、テロや未知のウイルス蔓延等様々な要因により総合水運用センターでの運転管理が行えない場合を想定しています。
79	要求水準書（案）	14	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 イ 監視機能の追加	質問	「本事業の更新対象設備の遠隔監視を行える監視端末」については、既存の総合水運用システムの浄水総合監視端末（3浄水場の遠隔監視が行える端末）と同等の方法で、本事業の各システムの遠隔監視を行うことでもよいという認識でよろしいでしょうか。	特に指定はありません。
80	要求水準書（案）	14	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 ウ 代替通信手段の確保（無線通信の導入）	意見	「無線設備は別途工事で設置するため本事業の対象外」となっていますが、取り合いの仕様（ハードウェア・プロトコル等）を開示していただきたい。	入札参加資格確認後に開示します。
81	要求水準書（案）	14	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 ウ 代替通信手段の確保（無線通信の導入）	質問	「無線設備設置に伴う試験調整及びネットワーク管理については本事業に含む」とありますが、本事業での実施範囲は無線設備との通信を可能とする機能実装までであり、無線通信追加に伴う回線異常時の切替機能などのシステム改造については、別途設置される無線設備の詳細仕様を踏まえた協議が必要であるため、別途発注とする認識でよろしいでしょうか。	無線通信機能の構築は本事業期間（工事施工期間内）に行う予定です。通信回線異常時の切替機能や通信試験などは本事業に含まれます。
82	要求水準書（案）	14	第3.2.（3）新たに構築する機能に関する要求水準 エ 別システムとの連系	質問	「汎用インターフェースにより状態信号、計測信号、故障信号、履歴情報等を出力できる機能を構築すること。」とありますが、具体的な信号項目の決定も含め、新技術導入時の伝送取合追加時の改造については、別途発注される認識でよろしいでしょうか。	汎用インターフェースによる出力機能の構築は本事業範囲です。
83	要求水準書（案）	15	第3.3 取合等に関する条件	質問	記載の条件以外に関連工事、別途工事があればご教示ください。	主な関連工事としては、浄水場の耐震化工事や配水場の監視制御設備の更新、経年化による電気・機械設備の更新等を予定しています。具体の実施時期等に関しては適宜本市より情報提供の上、協議を実施します。
84	要求水準書（案）	16	第3.3.（1）既設設備との取り合いに関する条件 キ	質問	事務系情報システムサーバとは前回開示資料から一致する名称が見当たりません、具体的には[]を指しているかをご教示ください。 【※黒塗り部は非公表情報として伏せています。】	開示資料に関する質問として取り扱うため、別途回答を送付します。
85	要求水準書（案）	16	第3.3.（1）既設設備との取り合いに関する条件 ケ	意見	国交省との取り合いが「無線通信」とあるが、取り合いの仕様（ハードウェア・プロトコル等）を開示していただきたい。	入札参加資格確認後に既設設備の完成図書を開示しますので、ご確認ください。
86	要求水準書（案）	16	第3.3.（3）本事業で更新する監視制御設備への機能追加に関する条件	質問	技術提案時に改造費用の提案を求められますが、改造仕様、施工条件をお示しいただけると理解してよろしいでしょうか。 お示しいただける場合、帳票枚数、信号点数（入出力点数）、画面枚数、システム影響範囲等具体的に示していただけるとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
87	要求水準書（案）	16	第3.3.（3）本事業で更新する監視制御設備への機能追加に関する条件	質問	「事業期間中に別途市が行う・・・技術提案時に示された改造費用に基づいて、別途発注を行う」とありますが、改造内容はいつ示されるのでしょうか。	入札公告以降に示します。
88	要求水準書（案）	16	第3.3 取合等に関する条件	質問	現在、柴島再構築整備事業の事業計画があると認識していますが、本事業との間で、設備構成、更新計画、施工時期、運用面等において、あらかじめ考慮すべき関連事項や制約事項等がありましたら、ご教示ください。 また、今後、両事業間で調整が必要となる可能性がある事項が想定される場合には、その考え方などについても、併せてご教示ください。	柴島再構築整備事業の詳細については未定のため、現段階で考慮する必要はありません。詳細については、契約後の協議としますが、柴島再構築整備事業の整備内容に応じたシステム構築となるよう設計変更を行う予定です。
89	要求水準書（案）	16	第3.3 取合等に関する条件	意見	現在、柴島再構築整備事業の事業計画があると認識していますが、本事業の過程で生じる既設監視制御設備の機能増設や機能削除および切替完了した後の新設監視制御設備への機能増設や機能削除、その他仮設工事等は別途工事にしていただきたい。	No. 88の回答のとおり契約後の協議としますが、引渡しを行った後に実施する改造等については別途工事の予定です。
90	要求水準書（案）	17	第4.3.（3）発注者からの依頼による監視制御設備の故障修理等の作業（24時間オンコール体制）	質問	故障修理のご依頼による技術者派遣費用・部品等の費用は別途有償扱いと理解してよろしいでしょうか。	基本的には維持管理上、必要な修繕等については予め維持管理計画に反映し、必要な費用についても考慮してください。そのうえで、万一予期できない事象などが生じた場合には、協議によります。
91	要求水準書（案）	18	第4.5.（1）工事完了前	質問	「工事完了後から維持管理終了日までの期間を通じた業務遂行に必要な以下の事項を記載」とあり、人員体制がありますが、15年間と長期にわたるため、途中で人員の変更が発生すると思われます。その場合、年度ごとの維持管理計画書にて反映して提出することで問題ないでしょうか。	維持管理業務が適切に履行される前提のもと、人員の変更は年度ごとの維持管理計画書に反映して提出してください。
92	要求水準書（案）	18	第4.5.（1）工事完了前 力	質問	「期間中の関連部品の改廃などのやむ負えない事情があり、市が認める場合においてはその変更を可能とする」とありますが、外部環境の変化等による事前に想定することが困難である事情の場合は、金額変更を含めた設計変更の協議は可能でしょうか？	内容に応じて協議可能です。
93	要求水準書（案）	19	第5事業者が発注者に対して行う報告に関する事項	質問	目次の第5の項目が削除されていますが、19ページには第5の文章が記載されています。どちらが正となるのかご教示ください。	19ページに記載の内容が正しいため、目次を修正します。
94	要求水準書（案）	—	—	質問	大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業（～令和7年7月 入札終了分）において、令和5年11月に公表された要求水準書（案）に伴う「質問・意見及び回答」については、今回の要求水準書（案）においても、引き続き踏襲されるものとして理解してよろしいでしょうか。なお、踏襲されない内容がある場合には、その内容を具体的にご教示ください。	No. 44の回答のとおりです。